

ナブテックス受信機及び高機能グループ呼出受信機の性能基準に関する事項

改正規則等

安全設備規則
安全設備規則検査要領

改正事項

ナブテックス受信機及び高機能グループ呼出受信機の性能基準に関する事項

改正理由

2017 年 6 月に開催された IMO 第 98 回海上安全委員会（MSC98）において、ナブテックス受信機及び高機能グループ呼出受信機の性能基準の一部改正が、決議 MSC.430(98)及び MSC.431(98)としてそれぞれ採択された。当該改正の内容は、船員の利便性向上を目的として、インターフェースに関する要件等を追加するものである。

これを受けて 2018 年 12 月、ナブテックス受信機及び高機能グループ呼出受信機の性能基準を規定する国土交通省船舶検査心得についても、同様の改正が行われた。

本会の日本籍船舶用安全設備規則は、国土交通省船舶検査心得等を参考にして航海設備等の性能基準を規定していることから、関連規定を改めた。

あわせて、鋼船規則等の総合的見直しの一環として、安全設備規則検査要領において参照する IMO 決議の番号を最新のものに改めた。

改正内容

- (1) 安全設備規則の附属書に定めるナブテックス受信機及び高機能グループ呼出受信機の性能基準を、国土交通省船舶検査心得に定める性能基準に整合させた。
- (2) 安全設備規則検査要領において参照する特殊目的船の救命設備に適用することができる IMO 決議の番号を、決議 MSC.266(84)に改めた。

改正条項

安全設備規則 附属書 4-2.1.19 1.1.1, 附属書 4-2.1.20 1.1.1
安全設備規則検査要領 1 編 1.1.3